

健康都市やまと総合計画・後期基本計画策定に係る基礎調査業務委託募集要領

1. 趣旨

健康都市やまと総合計画・前期基本計画が令和5年度で終了することから、令和6年度から令和10年度を計画期間とする後期基本計画の策定に係る基礎調査を行なう。

当該委託業務の実施にあたっては、価格のみではなく優れた分析力や企画力を有する事業者を選ぶ必要があることから、プロポーザル方式により受託候補者（以下、「候補者」という。）を選定するものとする。

2. 業務内容

(1) 業務委託名称

健康都市やまと総合計画・後期基本計画策定に係る基礎調査業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、平成31年に策定した健康都市やまと総合計画（計画期間：平成31年度～令和10年度）の内、令和6年度から令和10年度を計画期間とする後期基本計画の策定にあたり、その作業に関する本市への業務支援を行うこととする。

(3) 業務内容

別紙「健康都市やまと総合計画・後期基本計画策定に係る基礎調査業務委託 仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約確定日から令和5年3月17日まで

3. 予算上限額

3,949,000円（消費税を含む）

4. 候補者の決定方法

本業務は公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5. 評価委員会の設置

候補者選定にかかわる評価は、「健康都市やまと総合計画・後期基本計画策定に係る基礎調査業務委託事業者評価委員会」（以下、「評価委員会」という。）が行うものとする。

6. 候補者決定までの流れ

①健康都市やまと総合計画・後期基本計画策定に係る基礎調査業務委託に関するプロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）への参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は指定期日までに市に参加申込をし、市から参加資格有の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

②市から参加資格有の通知を受けた者（以下、「参加者」という。）は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、プレゼンテーションを行い、評価を受けるものとする。企画提案書等の提出が5社を超えた場合、あらかじめ市は提出された書類を審査し、プレゼンテーションを受ける5社を決定する。ただし、5社を超えた場合であっても「評価委員会」が特に認めた場合は、この限りでない。

③市は、評価の結果、評点が1位となった者を「最優秀提案者」、上位2位となった者を「次点候補者」として選定し、まず最優秀提案者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて具体的な条件等について交渉を行うものとする。期間内に市と最優秀提案者の交渉が成立しない場合に市は次点候補者と交渉を行う。個別の日程については、「14. 日程及び提出書類等」のとおりとする。

7. 資格要件

参加希望者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

入札参加資格	大和市入札参加有資格者名簿に、営業種目「都市計画及び地方計画」、「調査業務委託」、「その他の業務請負委託」のいずれかで登録されている者であること。
①地方自治法施行令第167条の4の規定	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
②市税の納付状況	市内に所在する営業所等が市税を滞納していないこと。
③事業税の納付状況	県内に所在する営業所等が事業税を滞納していないこと。
④消費税及び地方消費税の納付状況	消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入札参加停止措置	参加申込をした日から候補者決定日までのいずれかの日において、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、停止措置処分を受けていない者であること。
業務実績	総合計画策定支援（計画策定に係るアンケート調査や市民意識調査の業務のみの場合を除く）に関する地方公共団体からの業務受託実績が、過去4年間（平成30年度～令和3年度）において1件以上あること。
経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内に銀行又は手形交換所の取引停止処分を受けていないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く。）。 ・6月以内に手形又は小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）がないこと（ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者を除く。）。 ・所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
その他	その他公平な競争の妨げになる行為・事実がないこと

8. 質疑・回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問者は、下記の間合せフォームを利用し、令和4年4月11日（月）17時15分までに質問を行うこと。件名は「健康都市やまと総合計画・後期基本計画策定に係る基礎調査業務委託に関するプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とする。

間合せフォーム：

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142131-u/profile/userLogin_initDisplay.action?
nextURL=CqTLFd04voZD9u0Pm3Nmau3BB+FN7Gi4KMXGdBKterQfdrJ0c3uGzj0FXF5G1Aaszyp2ChxxPmv](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142131-u/profile/userLogin_initDisplay.action?nextURL=CqTLFd04voZD9u0Pm3Nmau3BB+FN7Gi4KMXGdBKterQfdrJ0c3uGzj0FXF5G1Aaszyp2ChxxPmv)

- (2) 質疑に対する回答は、令和4年4月13日（水）17時15分までに、総合政策課ホームページ上で質疑とともに公開する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

9. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、総合政策課ホームページ（URL:<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/69/18079.html>）より、必要書類1「法人等の概要」、必要書類2「法人等の事業実績等の概要」、様式1-1「プロポーザル参加申込書」及び様式2「誓約書」をダウンロードして必要事項を記入・代表者印を押印のうえ、次のとおり市に提出すること。提出後に変更が生じた場合は、様式1-2「プロポーザル参加申込書記載事項変更届出書」及び変更後の様式1-1「プロポーザル参加申込書」を市に提出すること。

- ①提出書類：必要書類1「法人等の概要」、必要書類2「法人等の事業実績等の概要」、様式1-1「プロポーザル参加申込書」、様式2「誓約書」
- ②提出先：大和市政策部総合政策課
- ③提出期限：4月22日（金）17時15分必着

(2) 資格審査

市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について4月27日（水）までに、様式4「参加資格確認結果通知書」で参加希望者に通知をするものとする。

参加希望者はこの決定について、通知日の翌日から起算して3開庁日以内に、市に説明を求めることができる。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、様式3「プロポーザル参加辞退届出書」に必要な事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日の17時15分までに政策部総合政策課まで提出するものとする。

10. 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1社につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

①企画提案書の提出について（様式6）

様式6「企画提案書の提出について」に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

②企画提案書

書式は任意とするが、用紙はA4両面印刷とする。

③見積書

履行期間内に企画提案書の内容を実施するための費用を予算上限額の範囲内において作成する（代表者印押印）。金額は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）込みの金額を表記することとするが、税抜金額と消費税等の内訳を明記すること。

(2) 提出部数

(1)の①から③の書類を次のとおり提出するものとする。

書 類	正・副	部 数	備 考
①様式6「企画提案書の提出について」	正本	1部	
②企画提案書 ③見積書	正本	1部	・②→③の順にとじ込み簡易製本する。 ・表紙に「正本」と記載する。
	副本	8部	・②→③の順にとじ込み簡易製本する。 ・表紙に「副本」と記載する。 ・参加者名がわからないようにする。 ・見積書は押印のないもの又は写しで可。

(3) 提出期限・方法及び場所

日時：令和4年4月22日（金） 17時15分必着

（ただし、土日祝日を除く9時から17時15分まで）

方法：直接、政策部総合政策課へ持参か、郵送・宅配のみとする。（電子メールでの提出は不可）

場所：大和市役所本庁舎 3階 政策部総合政策課

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※直接、政策部総合政策課に持参する場合、当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り受け付ける。

※郵送・宅配による提出の場合、郵送又は宅配事業者の都合により、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答すること。

(5) プレゼンテーションの実施

各参加者が提出した企画提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

日時：令和4年5月10日（火）（予定）

※詳細な日時は、参加資格確認結果通知後、参加資格を有する各社に別途連絡する。

場所：大和市役所5階 研修室

時間：準備10分、説明15分、質問5分を予定

※6. ②に示すとおり、企画提案書等の提出が5社を超えた場合、市は提出された書類を審査し、プレゼンテーションを受ける5社を決定する。書類審査を実施した場合は、様式5「書類審査結果通知書」によりプレゼンテーションの実施日前に通知する。

※プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差し替え・追加は認めない（スクリーン等に投射して説明する場合を含む。）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明することは差し支えない。

※プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。

※参加者の出席者は2名以内とする。

※市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施方法を変更することがある。この場合、5月6日（金）までに、提出された様式1-1「プロポーザル参加申込書」に記載された連絡先（電話又は電子メール）に通知する。

11. 評価

評価については、評価委員会が行い、最優秀提案者及び次点候補者を決定する。なお、上位1位又は2位の者が同点で複数いる場合は、評価委員会が再評価を行い、順位づけを行うものとする。

12. 評価結果の通知

市は評価の結果について、5月11日（水）までに様式7「企画提案評価結果通知書」にて参加者に通知（発送）するものとする。通知の際は併せて次の内容を通知する。なお、参加者は評価結果に対して通知の翌日から3日以内に市に説明を求めることができるが、本プロポーザルによって選定した候補者との交渉及び契約手続きの執行を妨げるものではない。

ア 通知相手先の順位と総合点数

イ 選定した候補者の名称と総合点数

ウ その他の参加者の順位と総合点数（その他の参加者の名称は「B社」等とする。）

1 3. 契約締結に向けての交渉

(1) 仕様等の確定について

市は契約締結に向けて、最優秀提案者と交渉を行う。市は、最優秀提案者の選定をもって最優秀提案者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。交渉において、業務の契約の目的達成のため必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点候補者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、市に提出した見積書に記載された額を超えないこととする。ただし、交渉時に企画提案書等に記載された項目に追加があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

1 4. 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
質疑締切	令和4年 4月11日 (月) 17時15分まで	問合せフォームによる (8. (1) 参照)	参加者⇒市
質疑回答	令和4年 4月13日 (水) 17時15分まで	(ホームページで公開)	
参加申込締め切り	令和4年 4月22日 (金) 17時15分まで	必要書類 1、必要書類 2、 様式 1-1、様式 2	参加希望者⇒市
企画提案書提出締め切り	※参加申込と企画提案書の提出は同日でも可	様式 6 企画提案書 } 見積書 } 製本して 正本 1部 副本 8部	参加者⇒市
参加資格結果の通知	令和4年 4月27日 (水) までに発送	様式 4	市⇒参加者
※書類審査を実施した場合 書類審査結果 (プレゼンテーション参加の可否) 通知	令和4年 4月27日 (水) 以降に発送	様式 5	市⇒参加者
プレゼンテーション (予定)	令和4年 5月10日 (火) 13:30～	—	市役所 5階 研修室
評価結果等の通知 (予定)	令和4年 5月11日 (水) までに発送	様式 7ほか	市⇒参加者
最優秀提案者との交渉 (予定)	令和4年 5月16日 (月) まで	—	
契約締結日 (予定)	令和4年 5月中旬	(契約書)	
業務の履行開始	契約確定日より	—	

※最優秀提案者との交渉が成立した場合は、市は速やかに次点候補者にその旨及び次点候補者との交渉を行わないことを通知する。

15. 情報の公表等について

選定の過程や評価結果については、市は選定後において積極的に公表することとし、各参加者の名称及び評価結果を公表できるものとする。また、大和市情報公開条例に定める行政文書の公開請求があった場合においても同様に公開できるものとする。ただし、個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについてはこれらの限りではない。

16. 問合せ先

大和市役所 政策部 総合政策課

電話：046-260-5318

FAX：046-261-4592

e-mail：se_sougo@city.yamato.lg.jp

17. その他

※参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ・募集要領に定める事項に違反した場合
- ・提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ・募集要領に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ・その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

※企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

※プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

※受注者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

※提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合がある。

※本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ適宜市が判断するものとする。

※プロポーザルの過程に重大な問題があり、続行又は候補者等を決定することが不相当と認められたときは、市は、その進捗に関わらずプロポーザルを中止することができるものとし、当該中止による参加者の損害については責めを負わないものとする。